

**療養に係る諸料金について**

(1) 本センターで徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)の別表第 1 医科診療報酬点数表に定める点数(以下「診療報酬点数」という)に 10 円を乗じて得た額とする。

(2) 交通事故及び第三者の行為に係る自費診療等(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号)等に基づき認定された業務、公務又は通勤に係る災害における診療を除く。)については、診療報酬点数に 20 円を乗じて得た額とする。

(3) 日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者における自費診療にあつては、診療報酬点数に 30 円を乗じて得た額(永住者及び特別永住者にあつては、診療報酬点数に 10 円を乗じて得た額)とする。

(4) 本センターで徴収する食事療養及び生活療養の料金は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)の定めるところによる。

(5) 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。)に記載されている医薬品の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係る投与に関する料金は、薬価基準別表に規定されている薬価の額とする。

(6) 薬価基準未記載の新規医薬品等の料金については、当該医薬品等の定価とする。ただし、定価の定めのないものにあつては、納入価格とする。

(7) 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者及び費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前各項に定めるところによるほか、当該法令、協定等の定めるところによる。

(8) 前各項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金の徴収の都度センター長が定める。

(9) 前各項のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金については、その額に消費税法及び地方税法の定めによる税率を乗じて得た額とする。

**(別表)**

**保険外併用療養費 ・ 選定療養費**

区分	算定単位	料金(円)
特別室使用料		
・特別室 A 普通室の料金に対する加算額	1 日につき	16,500
・特別室 B 普通室の料金に対する加算額	1 日につき	11,000
長期収載品を患者希望により銘柄処方する場合の選定療養に係る料金	1 日の処方につき	長期収載品の規格単位ごとの「長期収載品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1」の価格(厚労省マスタで「長期収載品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 に相当する費用」として公表)に基づき、平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)の診療報酬の算定方法の例により薬剤料に係る点数を算定し 10 円を乗じた額に 100 分の 110 を乗じて得た額

**(別表)**

**保険外負担 ・ 療養の給付と直接関係ないサービス等**

区分	算定単位	料金(円)
病衣貸与料	1 日につき	242
文書料(法令等に基づき無償で交付するものを除く。)		
・診断書料及び証明書料 センター所定の様式のもの	1 通につき	3,300 (3,000)
・診断書料及び証明書料 センター所定外の様式のもの	1 通につき	5,500 (5,000)
診療情報の提供に係る料金		
・診療録等複写料(電子式複写) 白黒	1 枚につき	22
カラー	1 枚につき	110
・X 線フィルム複写料 半切	1 枚につき	828
大角	1 枚につき	691
大四ツ切	1 枚につき	587
四ツ切	1 枚につき	492
六ツ切	1 枚につき	377
・CD-R 複写料	1 枚につき	2,750
・DVD-R 複写料	1 枚につき	2,750
薬剤容器料		
おむつ料 M	1 枚につき	88
L	1 枚につき	110
おむつパッド		
・安心通気パッド	1 枚につき	33
・軟便安心パッド	1 枚につき	88
予防投与(インフルエンザ予防投与薬剤料)		
・タミフル(カプセル)	1 錠につき	330
・タミフル(ドライシロップ)	1g につき	220
・オセルタミビル(カプセル)	1 錠につき	220
・オセルタミビル(ドライシロップ)	1g につき	110
・イナビル	1 容器につき	2,420
・リレンザ	1 包につき	220
エンゼルケア 寝巻きあり		
寝巻きなし	1 体あたり	12,430
寝巻きなし	1 体あたり	8,910
保険会社等との面談料	30 分毎につき	5,500
診療券再発行料	1 枚につき	220
日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に対する診療料		
・海外患者受入基本料	1 回につき	33,000
・海外患者カルテ診療料	1 回につき	27,500
・海外患者セカンドオピニオン料		
基本料金	最初の 30 分	27,500
延長料金	以降 15 分毎に	5,500
患者都合による検査のキャンセルに伴い使用することのできなかった当該検査に使用する薬剤等の費用	使用材料料の点数に 10 円を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額	
テレビ使用料	1 日につき	660
保冷庫使用料	1 日につき	330
保険適用外薬品に係る処方箋発行料		
・初診の場合	1 回につき	3,600
・再診の場合	1 回につき	1,500

区分	算定単位	料金(円)
精巣内精子採取術	1 入院(2 日以内)につき	150,000
顕微鏡下精巣内精子採取術	1 入院(3 日以内)につき	300,000
超過入院料	1 日につき	25,410
病理診断料 1 臓器の場合	1 回につき	17,930
病理診断料 2 臓器の場合	1 回につき	27,390
セカンドオピニオン		
基本料金	最初の 30 分	27,500
延長料金	以降 15 分毎に	5,500
リンパ浮腫外来		
リンパ浮腫診療料		
・初回	1 回につき	8,000
・2 回目以降 上肢片側	1 回につき	4,800
上肢両側	1 回につき	7,200
下肢片側(基本)	最初の 60 分	5,100
下肢片側(追加)	以降 10 分毎	850
下肢両側	1 回につき	9,200
リンパ浮腫相談料		
・基本	最初の 30 分	2,000
・追加	以降 30 分毎	1,100
リンパ浮腫運動療法		
・初回	1 回につき	5,500
・2 回目以降 基本	30 分間	3,300
・2 回目以降 追加	10 分につき	1,100
子宮頸がん検診		
別日に診察検査を実施した場合		
・診察料	1 回につき	3,300
・検査料(生検なし)	1 回につき	7,700
・検査料(生検あり)	1 回につき	13,200
同日に診察検査を実施した場合		
・診察・検査同日実施料(生検なし)	1 回につき	16,500
・診察・検査同日実施料(生検あり)	1 回につき	22,000
・止血料	1 回につき	550
・結果説明料	1 回につき	880
滑膜幹細胞による変形性膝関節症治療(片膝)		
自己血貯血料	1 回につき	104,500
術前検査料	1 回につき	25,300
採取料	1 回につき	770,200
培養料	1 回につき	1,254,680
注入料	1 回につき	16,610
経過観察料	1 回につき	28,710
ロボット支援下手術		
ロボット支援下鼠径部ヘルニア修復術	1 入院につき	493,000

備考 料金は全て税込表示である。

ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

2025 年 4 月 1 日

神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター長